

平成21年度国民健康保険特別会計決算見込み

1 一般状況

(1) 加入状況

(平成22年3月末現在)

区 分		市全体A	一般国保 加入者B	退職者医療 該当者C	合 計 D	加入割合(D/A)
本 年 度	世 帯 数	117,428	37,062	2,061	39,123	33.3%
	人 口	249,996	62,592	2,925	65,517	26.2%
前 年 度	世 帯 数	115,696	36,719	1,986	38,705	33.5%
	人 口	247,101	62,140	2,855	64,995	26.3%
増 減	世 帯 数	1,732	343	75	418	-0.2%
	人 口	2,895	452	70	522	-0.1%

(2) 年齢階層別加入状況

(平成22年3月末現在)

区 分		市全体	一般国保 加入者	退職者医療 該当者	計
0 ~ 39 歳	人 数	122,206	20,632	241	20,873
	割 合	48.9%	31.5%	0.4%	31.9%
40 ~ 64 歳	人 数	85,080	23,144	2,684	25,828
	割 合	34.0%	35.3%	4.1%	39.4%
65 歳 以上	人 数	42,710	18,816	0	18,816
	割 合	17.1%	28.0%	0.0%	28.7%
合 計	人 数	249,996	62,592	2,925	65,517
	割 合	100.0%	95.5%	4.5%	100.0%

2 経理状況

(歳入)

科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	執 行 率	増 減 率
国 民 健 康 保 険 税	5,046,206,000	4,731,470,611	93.8%	△ 0.8
国 庫 支 出 金	5,115,021,000	4,568,284,734	89.3%	4.8
療 養 給 付 費 等 交 付 金	711,793,000	782,079,000	109.9%	△ 47.4
前 期 高 齢 者 交 付 金	3,582,068,000	3,582,066,079	100.0%	△ 10.0
都 支 出 金	1,013,771,000	1,034,128,587	102.0%	△ 2.5
共 同 事 業 交 付 金	2,324,847,000	2,188,893,689	94.2%	△ 16.4
繰 入 金	3,656,038,000	2,733,941,895	74.8%	△ 26.4
繰 越 金	831,265,000	831,265,392	100.0%	9904.6
そ の 他 の 収 入	36,440,000	47,794,594	131.2%	△ 7.4
合 計	22,317,449,000	20,499,924,581	91.9%	△ 7.0

(歳出)

科 目		予算現額	支出済額	執行率	増減率
総 務 費		328,710,000	265,007,631	80.6%	△ 0.7
保 険 給 付 費	一般被保険者療養給付費	12,151,659,000	11,108,781,593	91.4%	2.4
	退職被保険者等療養給付費	704,999,000	704,998,768	100.0%	△ 22.7
	療 養 給 付 費 合 計	12,856,658,000	11,813,780,361	91.9%	0.4
	一般被保険者療養費	304,181,000	237,770,805	78.2%	15.3
	退職被保険者等療養費	12,710,000	12,290,401	96.7%	△ 61.9
	療 養 費 合 計	316,891,000	250,061,206	78.9%	4.8
	審 査 支 払 手 数 料	54,399,000	54,398,763	100.0%	△ 0.4
	一般被保険者高額療養費	1,155,670,000	1,155,669,201	100.0%	5.0
	退職被保険者等高額療養費	83,156,000	83,155,756	100.0%	△ 33.6
	一般被保険者高額介護合算療養費	4,650,000	367,441	7.9%	-
退職被保険者等高額介護合算療養費	350,000	0	0.0%	-	
高 額 療 養 費 合 計	1,243,826,000	1,239,192,398	99.6%	1.1	
一 般 被 保 険 者 移 送 費	180,000	0	0.0%	-	
退 職 被 保 険 者 等 移 送 費	180,000	0	0.0%	-	
移 送 費 合 計	360,000	0	0.0%	-	
そ の 他 の 給 付	167,207,000	161,876,583	96.8%	△ 1.3	
計	14,639,341,000	13,519,309,311	92.3%	0.5	
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	2,825,751,000	2,825,750,191	100.0%	9.4	
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	8,036,000	8,034,721	100.0%	131.1	
老 人 保 健 拠 出 金	75,433,000	75,431,844	99.9%	△ 86.8	
介 護 納 付 金	1,034,425,000	1,034,424,426	100.0%	△ 5.2	
共 同 事 業 拠 出 金	2,321,507,000	2,175,399,104	93.7%	△ 15.7	
保 健 事 業 費	273,703,000	266,789,781	97.5%	0.7	
そ の 他 の 支 出	810,543,000	324,665,308	40.1%	△ 20.6	
合 計	22,317,449,000	20,494,812,317	91.8%	△ 3.4	

収 支 差 引 残	5,112,264
-----------	-----------

3 保険税課税状況(現年課税分)

(単位:円)

医 療 分	区 分	課税対象額	税率	金額	割合
	所得割額	75,695,967,976	4.1 %	3,103,519,960	66.2%
均等割額	75,390	21,000 円	1,583,190,000	33.8%	
算 出 税 額				4,686,709,960	100.0%
課税限度額(47万円)超過額		771 件	442,549,056	9.4%	
条例による軽減税額		16,097 件	191,704,800	4.1%	
月割課税に伴う減額		13,497 件	536,192,604	11.4%	
減 免		255 件	6,138,600	0.13%	
差 引 調 定 額				3,510,124,900	74.9%

支 援 分	区 分	課税対象額	税率	金額	割合
	所得割額	75,695,967,976	1.1 %	832,640,909	67.2%
均等割額	75,390	5,400 円	407,106,000	32.8%	
算 出 税 額				1,239,746,909	100.0%
課税限度額(12万円)超過額		829 件	123,059,333	2.6%	
条例による軽減税額		16,097 件	49,295,520	1.1%	
月割課税に伴う減額		13,492 件	142,928,656	3.0%	
減 免		255 件	1,602,700	0.03%	
差 引 調 定 額				922,860,700	74.4%

介 護 分	区 分	課税対象額	税率	金額	割合
	所得割額	32,996,760,927	1.3 %	428,952,992	65.7%
均等割額	23,376	9,600 円	224,409,600	34.3%	
算 出 税 額				653,362,592	100.0%
課税限度額(9万円)超過額		1,058 件	106,880,761	16.4%	
条例による軽減税額		4,642 件	25,340,160	3.9%	
月割課税に伴う減額		5,756 件	74,269,195	11.4%	
減 免		50 件	790,900	0.12%	
差 引 調 定 額				446,081,576	68.3%

1世帯当たり調定額(円)	
本年度	124,721
前年度	125,576

1人当たり調定額(円)	
本年度	77,534
前年度	76,004

4 保険税収納状況

(単位:円)

区 分		調定額	収入額	未収額	収納率	
					本年度	前年度
医 療 分	現年課税分	3,563,116,200	3,110,868,158	451,743,392	87.3%	87.2%
	滞納繰越分	1,673,784,052	302,735,414	1,220,847,506	18.1%	19.1%
	小 計	5,236,900,252	3,413,603,572	1,672,590,898	65.2%	64.3%
支 援 分	現年課税分	931,863,400	814,638,520	117,124,955	87.4%	87.3%
	滞納繰越分	113,829,208	22,971,196	89,243,268	20.2%	—
	小 計	1,045,692,608	837,609,716	206,368,223	80.1%	87.3%
介 護 分	現年課税分	521,483,100	443,496,053	77,811,922	85.0%	84.9%
	滞納繰越分	272,412,553	36,761,270	222,551,333	13.5%	14.1%
	小 計	793,895,653	480,257,323	300,363,255	60.5%	62.2%
合 計		7,076,488,513	4,731,470,611	2,179,322,376	66.9%	67.1%

5 療養諸費の状況

(1) 一般被保険者分

(単位:円)

区分	件数(件)	費用額	保険者負担分
療養給付費	890,947	15,256,198,347	11,108,781,593
療養費	27,555	313,767,410	237,770,805
合計	918,502	15,569,965,757	11,346,552,398

(単位:円)

1件当たり費用額	
本年度	前年度
17,124	17,135
11,387	11,220
16,951	16,974

(2) 退職被保険者等分

(単位:円)

区分	件数(件)	費用額	保険者負担分
療養給付費	56,812	1,008,507,722	704,998,768
療養費	1,703	17,549,377	12,290,401
合計	58,515	1,026,057,099	717,289,169

(単位:円)

1件当たり費用額	
本年度	前年度
17,752	17,278
10,305	12,066
17,535	17,034

6 高額療養費等の状況

(1) 高額療養費の状況

① 一般被保険者分

(単位:円)

区分	件数	金額	1件当たり	
			本年度	前年度
高額療養費	19,013	1,155,669,201	60,783	62,883
高額介護合算	2	367,441	183,721	-
合計	19,015	1,156,036,642	60,796	62,883

② 退職被保険者等分

(単位:円)

区分	件数	金額	1件当たり	
			前年度	前年度
高額療養費	803	83,155,756	103,556	60,435
高額介護合算	0	0	0	-
合計	803	83,155,756	103,556	60,435

(2) 高額療養費資金貸付の状況

(単位:円)

貸付累計		貸付中		1件当たり	
件数(件)	金額	件数(件)	金額	本年度	前年度
0	0	0	0	0	0

1回の高額療養費が高いもの	
年齢	63歳
性別	女性
病名	重症急性膵炎等
高額療養費	1,224,387

7 移送費の状況

(1) 一般被保険者分

(単位:円)

件数(件)	移送費	1件当たり	
		本年度	前年度
0	0	0	0

(2) 退職被保険者等分

(単位:円)

件数(件)	移送費	1件当たり	
		本年度	前年度
0	0	0	0

8 その他の保険給付

(1) 出産育児一時金

(単位:円)

区 分	本年度			前年度		
	1件当たり	件数(件)	支給額	1件当たり	件数(件)	支給額
出産育児一時金	420,000	137	57,540,000	420,000		
	400,000	157	62,800,000	400,000	75	30,000,000
	390,000	12	4,680,000	390,000		
	370,000	20	7,400,000	370,000	260	96,200,000
	350,000	2	700,000	350,000	17	5,950,000

(2) 出産費資金貸付の状況

(単位:円)

貸付累計		貸付中		現金残高
件数(件)	金額	件数(件)	金額	金額
6	1,840,000	1	312,000	14,688,000

(3) 葬祭費

(単位:円)

区 分	本年度			前年度		
	1件当たり	件数(件)	支給額	1件当たり	件数(件)	支給額
葬祭費	50,000	310	15,500,000	50,000	275	13,750,000
	70,000	3	210,000	70,000	106	7,420,000

(4) 結核・精神医療給付費

(単位:円)

区 分	本年度		前年度	
	件数(件)	支給額	件数(件)	支給額
結核・精神医療	11,222	13,010,728	9,335	10,683,927

9 特定健康診査の実施状況

区 分	本年度		前年度	
	件数(件)	金額	件数(件)	金額
単独実施	20,656	200,562,076	20,813	202,101,031
生活機能評価同時実施	1,591	10,936,291	1,474	10,136,698
詳細健診(貧血検査)	785	235,467	-	-
詳細健診(心電図)	783	1,565,118	-	-
詳細健診(眼底検査)	631	3,759,995	-	-

10 総合健康診査料助成の状況

(単位:円)

区 分	Aコース			Bコース			
	件数(件)	助成単価	助成額	件数(件)	助成単価	助成額	
本年度	課税世帯	760	8,000	6,080,000	290	5,500	1,595,000
	非課税世帯	131	14,400	1,886,400	64	9,900	633,600
前年度	課税世帯	806	8,000	6,448,000	271	5,500	1,490,500
	非課税世帯	119	14,400	1,713,600	59	9,900	584,100

超音波診査

(単位:円)

区 分	腹部			胸部			
	件数(件)	助成単価	助成額	件数(件)	助成単価	助成額	
本年度	課税世帯	31	900	27,900	0	1,400	0
	非課税世帯	4	1,620	6,480	0	2,520	0
前年度	課税世帯	36	900	32,400	0	1,400	0
	非課税世帯	7	1,620	11,340	0	2,520	0

合計

(単位:円)

	件数	助成額
本年度	1,280	10,229,380
前年度	1,298	10,279,940

平成21年度府中市特定健康診査・特定保健指導について

1. 特定健康診査

- (1) 実施時期 7月から9月
 (2) 対象者 40歳から74歳までの被保険者
 (3) 実施場所 協力医療機関
 (4) 受診券配布時期 6月
 (5) 実績

	実施計画	平成21年(見込)
対象者数	41,527	*42,878
受診者数	20,764	22,247
受診率	50%(目標値)	51.9%

*平成21年4月2日以降資格取得者を含む

- (6) 単価(基本健診) 9,712円、9,294円

2. 特定保健指導

- (1) 実施時期 11月から3月
 (2) 実施場所 府中市保健センター、ルミエール府中
 (3) 利用券配布時期
 9月(7月受診者)、10月(8月受診者)、11月(9月受診者)
 (4) 対象者の選定方法 国で定められた条件を基準に階層化
 (5) 実績

	保健指導対象者		初回面談実施者		初回面談実施率	
	動機付け支援	積極的支援	動機付け支援	積極的支援	動機付け支援	積極的支援
7月受診者	350	123	138	26	39.4%	21.1%
8月受診者	340	130	118	29	34.7%	22.3%
9月受診者	1,155	480	338	105	29.3%	21.9%
合計	1,845	733	594	160	32.2%	21.8%

- (6) 委託先 株式会社 保健教育センター

(7) 単価

動機付け支援 15,636円 積極的支援 29,569円、32,383円

他、自由参加型のセミナー、諸経費は別料金

地方税法の一部改正等に伴う国民健康保険税制度
の見直しについて

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の見直し等が行われたため、本市における国民健康保険税制度の一部見直しを行うほか、後期高齢者医療制度との整合を図るため、被用者保険の被扶養者であった者の国民健康保険税の軽減措置の延長を行うものです。

2 見直しの内容

(1) 地方税法の一部改正に伴う見直し

ア 国民健康保険税の賦課限度額の引上げ

次表のとおり国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられました。

区 分	見 直 し 後	現 行
医 療 分	50 万円	47 万円
後期高齢者支援金分	13 万円	12 万円

イ 国民健康保険税の減額賦課の見直し

現行の国民健康保険税の均等割額の減額賦課に当たっては、所得額により 6 割又は 4 割の減額を行うこととなっていますが、今回の改正に伴い、7 割、5 割又は 2 割の減額を行うことが可能となりました。

ウ 非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減制度の導入

非自発的失業者が国民健康保険に加入することとなった場合、国民健康保険税がおおむね在職中の健康保険料の水準に維持されるよう、失業の翌年度末まで、前年の給与所得を 100 分の 30 として国民健康保険税を算定します。

(2) 後期高齢者医療制度との整合を図るための見直し

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行する場合、被用者保険の被扶養者から国民健康保険被保険者となった者に係る国民健康保険税の軽減措置の期間を、後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置の期間と同様に国民健康保険の被保険者の資格取得から 2 年間に限定していましたが、後

期高齢者医療制度において、当該軽減措置が当分の間継続することとなりましたので、国民健康保険税制度についても同様の扱いとします。

3 本市の対応

賦課限度額の引上げ及び減額賦課の見直しについては、本市の任意給付制度のあり方や国民健康保険財政の現状などを総合的に検証するなかで適用時期についても検討していきます。

また、非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減制度の導入及び後期高齢者医療制度との整合を図るための見直しについては、平成22年度以後の国民健康保険税から適用します。